



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *60 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例 (総務課)..... 2
- *61 地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 13
- *62 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 13
- *63 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例 (人権政策課)..... 14
- *64 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例 (")..... 15
- *65 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)..... 18
- *66 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課)..... 31

公布された条例のあらまし

- ◇ 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例
 - 1 条例概要

和歌山県情報公開審査会、和歌山県個人情報保護審議会及び和歌山県情報公開制度審議会を廃止し、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会を設置するとともに、その組織及び調査審議の手續等について定めました。
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- ◇ 地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第3条関係)
 - 2 施行期日

令和3年1月1日から施行します。
- ◇ 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

インターネットを利用した部落差別の解消の推進を図るため、特定電気通信役務提供者の責務を規定するとともに、部落差別への取組などの所要の改正を行いました。(第7条～第11条関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例
 - 1 条例概要

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例の理念にのっとり、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

食品衛生法等の一部改正に伴い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準を廃止し、公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設の基準を改めるとともに、規定の整備等を行うこととしました。(第3条～第9条及び別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

令和3年6月1日から施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

日置港の小型船舶係留施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、日高港の港湾施設に係る使用料の特例期間を延長することとしました。(第11条及び付則第5項関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。ただし、付則第5項の改正規定は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例をここに公布する。

令和2年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第60号

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 設置及び組織(第2条—第8条)

第3章 審議会の調査審議の手続(第9条—第16条)

第4章 雑則(第17条・第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条第2項第6号、第3項第5号若しくは第4項第2号、第12条第7号、第14条第2項第3号、第45条の10第2項又は第45条の15第2項の規定により実施機関に対して意見を述べること。
- (3) 個人情報保護条例第40条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第2項に規定する事項について、調査審議し、及び知事に建議すること。
- (5) 個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関に対して、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を述べること。
 - イ 個人情報保護条例第2条第13号に規定する実施機関非識別加工情報（同条第14号に規定する実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いについて調査審議し、建議すること。
- (6) 前各号に掲げる事務のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関又は個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び建議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（守秘義務）

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（部会）

第8条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第3章 審議会の調査審議の手続

（定義）

第9条 この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 情報公開条例第20条第2項に規定する諮問実施機関
- (2) 個人情報保護条例第40条第2項に規定する諮問実施機関

2 この章において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護条例第22条第1項、第32条第1項又は第38条1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（審議会の調査権限）

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、第2条第2号又は第4号から第6号までの規定による調査審議を行う場合において必要があると認めるときは、その調査審議に係る実施機関の職員その他の者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（意見の陳述）

第11条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第12条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員等による調査手続）

第13条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は専門委員に、第10条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報について閲覧（当該公文書がフィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）である場合又は当該保有個人情報がフィルム若しくは電磁的記録に記録されたものである場合にあつては、これに準ずる行為を含む。）をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第14条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（当該意見書又は資料がフィルム又は電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる行為として知事が規則で定める行為を含む。）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第15条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（答申書の送付等）

第16条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

（規則への委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

（罰則）

第18条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関の名称	担任する事務	和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	略		<p>（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>和歌山県情報公開制度審議会</td> <td style="text-align: center;"><u>県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関の名称	担任する事務	和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	和歌山県情報公開制度審議会	<u>県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務</u>	略	
附属機関の名称	担任する事務														
和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略														
略															
附属機関の名称	担任する事務														
和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略														
和歌山県情報公開制度審議会	<u>県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務</u>														
略															

（和歌山県情報公開条例の一部改正）

- 3 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次 前文 第1章 略 第2章 略 第1節 略 第2節 <u>審査請求</u> 第1款 略 第2款 <u>削除</u></p> <p>第3章 略 第4章 雑則（第39条—<u>第41条</u>） 附則</p> <p> 第2章 略</p> <p> 第2節 <u>審査請求</u></p> <p> 第1款 略</p> <p>（<u>審議会への諮問</u>） 第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>和歌山県情報公開・個人情報保護審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 略</p> <p> 第2款 <u>削除</u></p>	<p>目次 前文 第1章 略 第2章 略 第1節 略 第2節 <u>審査請求等</u> 第1款 略 第2款 <u>和歌山県情報公開審査会（第23条—<u>第34条</u>）</u></p> <p>第3章 略 第4章 雑則（第39条—<u>第42条</u>） 附則</p> <p> 第2章 略</p> <p> 第2節 <u>審査請求等</u></p> <p> 第1款 略</p> <p>（<u>審査会への諮問</u>） 第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>和歌山県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 略</p> <p> 第2款 <u>和歌山県情報公開審査会（設置）</u></p>

第23条から第34条まで 削除

第23条 第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、和歌山県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第24条 審査会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第25条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。
4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第26条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。
2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

<p>第4章 略</p> <p>第39条～第41条 略</p>	<p>(委員による調査手続)</p> <p><u>第30条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定により提示された公文書について閲覧(当該公文書がフィルム又は電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる行為を含む。)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p><u>第31条</u> 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(当該資料がフィルム又は電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる行為として知事が規則で定める行為を含む。以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。</p> <p><u>2</u> 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p><u>第32条</u> 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><u>第33条</u> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第34条</u> この款に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。</p> <p>第4章 略</p> <p>第39条～第41条 略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第42条</u> 第25条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---------------------------------	---

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

- 4 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例(平成14年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第1項に規定する審議会は、<u>和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例(令和2年和歌山県条例第60号)第2条により設置された和歌山県情報公開・個人情報保護審議会とする。</u></p>	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第1項に規定する審議会は、<u>和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第46条により設置された和歌山県個人情報保護審議会とする。</u></p>

(和歌山県個人情報保護条例の一部改正)

- 5 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第3章の2 略 第4章 <u>削除</u></p> <p>第5章 略 第6章 罰則(第62—<u>第65</u>条) 附則</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>(個人情報の収集の制限等) 第6条 略 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) <u>前各号に掲げる場合のほか、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人から個人情報を収集したのでは個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u> 3 実施機関は、個人情報を本人から直接収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>前各号に掲げる場合のほか、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を明示しないことにつき相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u> 4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。</u> 5 略</p> <p>(利用及び提供の制限) 第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。第13条及び第26条第1項において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(6) 略 (7) <u>前各号に掲げる場合のほか、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>(オンライン結合による提供の制限) 第14条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。</p>	<p>目次 第1章～第3章の2 略 第4章 <u>和歌山県個人情報保護審議会(第46条—第58条)</u></p> <p>第5章 略 第6章 罰則(第62条—<u>第66</u>条) 附則</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>(個人情報の収集の制限等) 第6条 略 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) <u>前各号に掲げる場合のほか、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人から個人情報を収集したのでは個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u> 3 実施機関は、個人情報を本人から直接収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>前各号に掲げる場合のほか、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を明示しないことにつき相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u> 4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。</u> 5 略</p> <p>(利用及び提供の制限) 第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。第13条及び第26条第1項において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(6) 略 (7) <u>前各号に掲げる場合のほか、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>(オンライン結合による提供の制限) 第14条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。</p>

- (1)・(2) 略
 (3) 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき。

第4節 略

(審議会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

第3章の2 略

(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第45条の2 実施機関は、この章の規定に従い、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2・3 略

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第45条の10 略

2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変更しようとするときは、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 略

(安全確保の措置)

第45条の15 略

2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変更しようとするときは、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 略

第4章 削除

第46条から第58条まで 削除

- (1)・(2) 略
 (3) 和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき。

第4節 略

(審議会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、和歌山県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

第3章の2 略

(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第45条の2 実施機関は、この章の規定に従い、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び第47条第5号において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2・3 略

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第45条の10 略

2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変更しようとするときは、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 略

(安全確保の措置)

第45条の15 略

2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変更しようとするときは、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 略

第4章 和歌山県個人情報保護審議会

(設置等)

第46条 個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第47条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第6条第2項第6号、第3項第5号若しくは第4項第2号、第12条第7号、第14条第2項第3号、第45条の10第2項又は第45条の15第2項の規定により実施機関に対して意見を述べること。
- (2) 第40条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び知事に建議すること。
- (4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、実施機関に対して意見を述べること。
- (5) 実施機関非識別加工情報の取扱いについて、調査審議し、実施機関に建議すること。
- (6) その他個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し

、及び建議すること。

(組織)

第48条 審議会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第49条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。
4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第50条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の調査権限)

第51条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
5 審議会は、第47条第1号又は第3号から第6号までに規定する事務を行う場合において必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第52条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第53条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書

又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第54条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第51条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧(当該保有個人情報がフィルム又は電磁的記録に記録されているものである場合にあつては、これに準ずる行為を含む。)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第52条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第55条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(当該資料がフィルム又は電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる行為として知事が規則で定める行為を含む。以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第56条 第40条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について行う審議会の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第57条 審議会は、第40条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第58条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第6章 略

第62条～第64条 略

第65条 略

第6章 略

第62条～第64条 略

第65条 第49条第5項の規定に違反して、第40条第1項の規定による諮問又は住民基本台帳法第30条の24、第30条の36若しくは第30条の38第5項の規定に関し知事が行う諮問に応じて行う審議会の調査審議において知ることができた秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第66条 略

(情報公開審査会及び個人情報保護審議会の廃止並びに審議会の設置に伴う経過措置)

6 この条例の施行前に附則第3項の規定による改正前の和歌山県情報公開条例第23条に規定する和歌山県情報公開審査会(以下「情報公開審査会」という。)又は前項の規定による改正前の和歌山県個人情報保護条例第46条に規定する和歌山県個人情報保護審議会(以下「個人情報保護審議会」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問

とみなし、当該諮問について情報公開審査会又は個人情報保護審議会がした調査審議の手続は、審議会がした調査審議の手続とみなす。

- 7 情報公開審査会又は個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の日の前日において情報公開審査会の委員である者の任期は、附則第3項の規定による改正前の和歌山県情報公開条例第25条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第61号

地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例

地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例（昭和39年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金の額) 第3条 略 2 前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(延滞金の額) 第3条 略 2 前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第62号

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の特別措置)</p> <p>第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>	<p>(不動産取得税の特別措置)</p> <p>第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第63号

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 略</p> <p>(特定電気通信役務提供者の責務)</p> <p>第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。</p> <p>3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定める</p>	<p>第6条 略</p>

もののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

（部落差別への取組）

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

第9条～第11条 略

（部落差別への取組）

第7条

県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

2 県は、前項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、前項の部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

3 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

第8条～第10条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例をここに公布する。

令和2年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第64号

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にの

つとり、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

2 この条例において「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等」とは、新型コロナウイルス感染症に感染したこと若しくは感染したおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないことについて、これらの事実があることを理由として、その事実の有無にかかわらず誹謗中傷し、若しくはその事実を殊更に摘示することにより不当に名誉を毀損し、又は本人（当該本人が未成年者又は成年後見人の場合にあっては、その法定代理人）の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表する行為をいう。

3 この条例において「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。

（新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の禁止）

第3条 何人も、次に掲げる方法のいずれかにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行ってはならない。

- (1) インターネットを通じて情報を提供することにより行う方法
- (2) 発言、落書き、張り紙その他前号に掲げる方法以外の方法

（県の責務）

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の実態を把握するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つことにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、従業員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための正しい知識の普及、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

（特定電気通信役務提供者の責務）

第7条 特定電気通信役務提供者は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つことにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

（新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等への取組）

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して同条第1号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して同条第2号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定により必要な説示を行い、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び当該新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう、勧告するものとする。

5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して同条第1号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をし、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して同条第2号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をし、及び新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

（教育及び啓発）

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷

等が行われないうにするため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（相談体制の充実）

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第65号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（施設の基準）</p> <p><u>第3条 法第54条に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める基準のとおりとする。ただし、知事は営業の形態その他の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準を緩和することができる。</u></p> <p><u>(1) 政令第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。） 別表第1及び別表第2に定める基準</u></p> <p><u>(2) 政令第35条第2号及び第6号に掲げる営業 別表第2に定める基準</u></p> <p><u>(3) 法第13条第1項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業 別表第1、別表第2及び別表第3に定める基準</u></p> <p>（許可証の交付及び再交付）</p> <p><u>第4条 知事は、法第55条第1項の規定による許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（許可証の返納等）</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>2 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる</p>	<p>（管理運営基準）</p> <p><u>第3条 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する旧食品衛生法（食品衛生法等の一部を改正する法律附則第3条に規定する旧食品衛生法をいう。）第50条第2項の規定により定められた基準は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は営業の形態その他の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準を緩和することができる。</u></p> <p>（施設の基準）</p> <p><u>第4条 法第51条に規定する基準は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は営業の形態その他の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準を緩和することができる。</u></p> <p>（許可証の交付及び再交付）</p> <p><u>第5条 知事は、法第52条の規定による許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（許可証の返納等）</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>2 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる</p>

場合のいずれかに該当することとなったときは、法第56条第1項の規定による承継の場合を除き、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を知事に返納しなければならない。

(1)・(2) 略

- 3 許可証の交付を受けた者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、法第56条第1項の規定による承継の場合を除き、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可証の掲示)

第6条 法第55条第1項の規定による許可を受けて営業を営む者は、許可証をその営業の施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

第7条 略

場合のいずれかに該当することとなったときは、法第53条第1項の規定による承継の場合を除き、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を知事に返納しなければならない。

(1)・(2) 略

- 3 許可証の交付を受けた者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、法第53条第1項の規定による承継の場合を除き、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可証の掲示)

第7条 許可を受けた営業者(法第52条第1項の規定による許可を受けて営業を営む者をいう。以下同じ。)は、許可証をその営業の施設(以下「施設」という。)内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(営業の廃止の届出等)

第8条 許可を受けた営業者は、その営業を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、許可は、その効力を失う。

3 許可を受けた営業者は、引き続き1月以上休業するときは、休業を開始した日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした許可を受けた営業者は、その営業を再開しようとするときは、その営業を再開しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第9条 略

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1(第3条関係)

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 施設の区画
 - (1) 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業の区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りでない。
 - (2) 住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- 3 施設の構造及び設備
 - (1) じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

- (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上には、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を設けること。
- (3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
- (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
- (6) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。
- (7) 法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業に前号を適用する場合にあっては、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業に前号を適用する場合にあっては、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- (8) 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有するとともに、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- (9) 排水設備は次の要件を満たすこと。
 - ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
 - イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
 - ウ 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- (10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第13条第1項により別に定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- (11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- (12) 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。
 - ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- (13) 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規

模の設備を設けるとともに、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を、食品等と区分して保管する設備を有すること。

- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (15) 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- (16) 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に存すること。
- (17) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- (18) 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

4 機械器具

- (1) 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
- (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
- (3) 食品又は添加物に直接接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- (4) 固定し、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に備えること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。
- (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
- (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
- (7) 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備え、その保管場所を有するとともに、従業者の作業内容を掲示するための設備であつて、その従事する作業を理解しやすくするためのものを有すること。

5 その他

- (1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業にあつては、第3項第15号の基準は適用しない。
- (2) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第2において同じ。）をする場合にあつては、前号の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

ア 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認め

られる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

イ 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に設けないこととすることができる。

ウ 冷蔵設備及び冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に設けることとすることができる。

エ 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

(3) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第3項第4号、第9号、第12号及び第16号の基準は適用しない。

(4) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、露店を利用して行う営業（道路、公園、社寺境内、空き地、家屋の軒下等において、固定した設備によらないで、又は仮設店舗により、定置して営む営業に限る。）にあつては、前4項の基準は適用しない。

(5) 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車を利用して行う営業にあつては、第3項第4号、第9号、第12号及び第16号の基準は適用しない。

(6) 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第3項第12号、第13号及び第16号並びに前項第5号の基準は適用しない。

(7) 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、前4項に掲げる基準に加え、次の要件を満たすこと。

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。

イ 原材料を保管する室又は場所には、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

ウ 製品を製造する室又は場所には、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を設けること。

エ 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

(8) 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつては、前4項に掲げる基準に加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。

イ 原材料の保管をする室又は場所には、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

ウ 製品の製造をする室又は場所には、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を設けること。

別表第2（第3条関係）

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管す

ることのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 露店を利用して行う営業にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア じんあい、ばい煙等の侵入を防ぐことができる適当な屋根、覆い等の設備を有すること。

イ 採光又は照明が食品衛生上支障のない十分な構造又は設備を有すること。

ウ 器具を熱湯、蒸気、殺菌剤等で殺菌するための専用の設備を有すること。

エ 食品等を衛生的に保管することができる設備を有すること。

オ 必要に応じて、摂氏10度以下の温度に保つことができる冷蔵設備を有すること。

カ 冷蔵設備には、その見やすい場所に温度計を備えること。

キ 手指の消毒設備を有すること。

ク 1日の営業において約18リットル以上の水を供給し、かつ、排水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ケ 不浸透性材料で作られ、蓋があり、洗浄が容易で、汚液及び汚臭の漏れない構造の廃棄物保管設備を有すること。

2 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

(1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りでない。

(2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業

(1) 処理室を有すること。

(2) 処理室には、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を設けること。

(3) 製品が、冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏10度以下となり、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

(4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業

(1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。

- (2) 原材料の処理をする室又は場所には、鮮魚介類の処理に必要な設備等を設けること。
 - (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
 - (4) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所には、殻付きかきの洗浄に必要な設備を設けること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所には、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を設けること。
 - (5) 自動車を利用して行う営業にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- 5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業
- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
 - (2) 必要に応じて冷蔵設備、冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
 - (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 6 政令第35条第6号に規定する集乳業
- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
 - (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 7 政令第35条第7号に規定する乳処理業
- (1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。
 - (2) 生乳の処理をする室又は場所には、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を設けること。
 - (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
 - (4) 生乳の検査をする室又は場所には、生乳の検査をするために必要な設備を設けること。
- 8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業
- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。

- (2) 生乳の処理をする室又は場所には、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を設けるとともに、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を設けること。
 - (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業
- (1) 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
 - (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
 - (3) 製品が、冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏10度以下となり、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。
 - (4) 処理室には、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を設けること。
 - (5) 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有するとともに、必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
 - イ 剥皮をする場所には、懸ちょう設備、従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄設備並びに消毒設備を設けること。
 - ウ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
 - エ 洗浄消毒設備は、摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を有するとともに、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。
 - (6) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。
 - イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第4イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備（シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することのできるものに限る。）を有すること。
 - ウ 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
 - エ 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

- (7) 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵設備又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有するとともに、各室又は設備がこれらの作業の区分に応じて区画されていること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。
 - イ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。
 - ウ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。
- 10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業
- (1) 専用の照射室を有すること。
 - (2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
 - (3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
- 11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
 - (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所には、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を設けること。
 - (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所には、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。
 - (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。
- 12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所には、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を設けること。
- 13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所には、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を設け、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を設けること。
- 14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては製造に限る。）をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有し、必要に応じて容

器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。

- (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所には、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を設けること。

15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業

- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を設けること。

16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所には、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を設けること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に^{らい}播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を設けること。
- (6) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 必要に応じて浄化設備を有すること。

イ かきの前処理をする室又は場所には、殻付きかきの洗浄に必要な設備を設けること。

ウ かきの処理をする室又は場所には、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を設けること。

17 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。

18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品を製造する室又は場所には、割卵、充填及び冷却に必要な設備を設け、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を設けること。
- (3) 製品が、冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下となり、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。

(2) 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所には、精製、充填及び包装に必要な設備を設け、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を設けること。

(3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所には、充填及び包装に必要な設備を設け、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を設けるとともに、必要に応じて熟成室を有すること。

20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

(1) 製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有するとともに、包装充填をする室又は場所には、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を設けること。

(2) しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

(3) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業

(1) 製造する品目に応じて、製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留・圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。

(2) 製品の包装充填をする室又は場所には、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を設けること。

(3) 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所には、殺菌及び冷却に必要な設備を設け、必要に応じて包装するための設備を設けること。

(3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。

(4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業

(1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。

(2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応

- じて区画された場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所には、製造する品目に応じて、混錬、成形、圧延、裁断、ゆで、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を設けること。
- 25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所には、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を設けること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所には、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。
- 26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所には、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所には、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を設けること。
- (4) 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- 27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を設けること。
- (3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- 28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所には、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所には、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を設けること。
- 29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業
- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所には、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。
- 30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又はこれらの作業の区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を設けること。添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を設けること。
- (3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の基準及び規格に適合する場合は、この限りでない。

別表第3（第3条関係）

- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - (4) 取り扱う生食用食肉が、冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏4度以下となり、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
 - (5) 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- 2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
 - (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
 - (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（

令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係るこの条例による改正後の食品衛生法施行条例第3条に規定する基準については、なお従前の例による。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第66号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>（指定管理者） 第11条 次の表に掲げる港湾施設のうち規則で定めるものの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">港湾</td> <td>港湾施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>日置港</td> <td>泊地 物揚場 小型船舶係留施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>5 日高港（塩屋地区に限る。）の港湾施設の使用料の額は、第5条第2項及び前項の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	港湾	港湾施設	略		日置港	泊地 物揚場 小型船舶係留施設	略		略	<p>（指定管理者） 第11条 次の表に掲げる港湾施設のうち規則で定めるものの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">港湾</td> <td>港湾施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>日置港</td> <td>泊地 物揚場</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>5 日高港（塩屋地区に限る。）の港湾施設の使用料の額は、第5条第2項及び前項の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	港湾	港湾施設	略		日置港	泊地 物揚場	略		略
港湾	港湾施設																		
略																			
日置港	泊地 物揚場 小型船舶係留施設																		
略																			
略																			
港湾	港湾施設																		
略																			
日置港	泊地 物揚場																		
略																			
略																			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 日置港の小型船舶係留施設に係る改正後の和歌山県港湾施設管理条例（以下この項において「新条例」という。）第15条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条及び第15条の例により行うことができる。